

---

# 低水準(低強度)敵対行為と自衛権

植木 俊哉

Ueki Toshiya

---

## はじめに 国際法上の「自衛権」: 国連憲章51条と国際慣習法

現代の国際法における「自衛権」に関する問題を考察する場合、その具体的な手がかりとなる規定が国際連合憲章51条であることは改めて指摘するまでもない。国家が固有の権利として有する「自衛権」の内容と国連憲章51条が規定する「自衛権」の内容とが同一のものであるか否かについては、1986年に国際司法裁判所(以下、ICJと略記)が下したニカラグア事件本案判決を契機として、さまざまな議論が展開されてきた<sup>(1)</sup>。ICJは、同判決のなかで、国連憲章51条の規定する個別的自衛権および集団的自衛権と同一の内容の自衛権が、国際慣習法上も同時に認められるとの見解を示した<sup>(2)</sup>。ICJがこのような結論を導く根拠として挙げたのは、憲章51条が自衛の「固有の権利」(inherent right; droit naturel)という表現を用いていること、70年に国連総会決議として採択された「友好関係原則宣言」のなかでこれを示唆する文言が盛り込まれていること、の2点のみであった<sup>(3)</sup>。ICJが判示した以上の見解に対しては、集団的自衛権が国連憲章51条のみならず国際慣習法上の規則としても独自に存在することは学説上ほとんど異論がないとの評価がある一方で、45年の国連憲章制定時に存在した広範な自衛権行使を認める国家実行が、国連憲章51条の制定によって厳格にその範囲内に制限されたことを裏づける事後の国家実行(subsequent state practice)は必ずしも十分には存在しない、との指摘もなされている<sup>(4)</sup>。

### 1 「自衛権」行使の要件その1 武力攻撃の「発生」

しかし、少なくとも国連憲章51条の文言を前提とする限り、換言すれば少なくとも国連憲章上の自衛権を問題とする限りにおいて、ある国家が「自衛権」を行使するためには「武力攻撃(an armed attack)の発生」が要件とされると解釈されることになる。ただし、国連憲章51条の日本語の公定訳において「国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には」と訳されている部分に対応する英語の正文は“if an armed attack occurs against a Member of the United Nations”であるのに対して、フランス語の正文は“dans le cas où un Membre des Nations Unies est l'objet d'une agression armée”であり、英語の「武力攻撃」(an armed attack)に対応する語は“une agression armée”であることに留意する必要がある<sup>(5)</sup>。また、この部分のフランス語の正文は、直訳すれば「軍事的侵略の『対象』(objet)とされた場合には」となるものであり、英語正文の場合のように「武力攻撃が『発生した』(occurs)場合には」の「発生」とい

う要件は、少なくとも条文の文言上は直接には読み取れない<sup>(6)</sup>。この武力攻撃の「発生」という要件は、武力攻撃の「現実の」発生をどの程度必要とするかという問題との関係で、将来の武力攻撃が予想される場合のいわゆる「予防的自衛」(preventive self-defense; anticipatory self-defense)、さらには過去に終了した武力行使に対する「事後的自衛」などが、どのような要件の下でどの程度認められるべきかという問題を検討する場合の解釈論上の手がかりとなるものである。このうちの前者の「予防的自衛」を認めるべきであるとの主張は、特に核兵器や大量破壊兵器等による武力攻撃に際してその「現実の発生」を待たなければ自衛権行使による反撃行為が許されないと解することは現実的でない、という理解に基づくものである。しかし、このような「予防的自衛」の行使という主張は、少なくとも2001年の同時多発テロ以前は米国政府によっても必ずしも明確には主張されていたわけではない<sup>(7)</sup>。

この「予防的自衛」という概念が初めて国際社会で明確に主張されたのは、1981年のイスラエルによるイラクの原子炉破壊の爆撃の事例であった。このケースでイスラエルは、イラクはイスラエルを攻撃するための核兵器を開発しており、これを開発段階で破壊することは予防的自衛として認められるべきであると主張した。しかし、国連の安全保障理事会は、全会一致でイスラエルの攻撃を非難する決議を採択した<sup>(8)</sup>。ただし、米国と英国がこのイスラエル非難決議に賛成をしたのは、必ずしも「予防的自衛」自体が国際法上認められないとの理由からではなく、本件では爆撃対象とされたイラクの原子炉施設が核兵器を開発していたことが十分に証明されていない、という理由からであった。他方で、この事件に際して、大多数の国連加盟国は、予防的自衛は国際法に違反するものであると主張した<sup>(9)</sup>。

1986年には、西ベルリンにおいてリビアが指揮したと主張される爆破事件が発生し、多くの米国兵が死傷したことに対する報復として、米国はリビア本土を爆撃した。その際に米国のレーガン大統領は、当該爆撃を（武力による）報復（reprisal）ではなく、国連憲章51条の下での「（リビアの）テロ施設に対する先制的行動」(preemptive action against terrorist installations)であると主張した。この主張は、一種の「事後的」自衛の主張であるというよりは、むしろ将来予期されるさらなるテロ攻撃に対する「予防的」自衛の主張であると理解することができる<sup>(10)</sup>。これに対して、非同盟諸国外相会議は、米国の行為は「明確な侵略である」と非難した。しかし、この非難は、西ベルリンでのテロ攻撃がリビアによるものであることの立証がまったく不十分であることを理由とするものであるとすれば、必ずしもすべての場合に予防的自衛をまったく否定する趣旨ではないと解する余地もあろう<sup>(11)</sup>。

以上のような武力攻撃の「発生」という要件をめぐる国際社会での実行は、2001年の同時多発テロ以降、大きな変化をみせることになる。しかしそれは、「自衛権」行使の要件のなかの武力攻撃の「発生」という要件に関するものと同時に、「武力攻撃」概念そのものの理解と密接に関係するものであった。そこで次に、国連憲章51条が規定している「武力攻撃」概念の内容についての検討に進むこととしたい。

## 2 「自衛権」行使の要件その2 「武力攻撃」(armed attack) 概念

それでは、「自衛権」行使が認められるための要件として国連憲章51条が明記している

「武力攻撃」( an armed attack; une aggression armée )とは、いかなる概念であり、具体的にどのような行為がこれに含まれるものと解釈できるであろうか。例えば、個々の具体的な行為自体は必ずしも「武力攻撃」に該当しないもの、例えばいわゆる「低水準（低強度）敵対行為」( low intensity hostilities )であっても、これが一定程度集積する場合には、自衛権行使の対象となる「武力攻撃」を構成するものと認められるであろうか。

自衛権に関しては、国境地帯での発砲事件や小競り合い、単発的な爆撃、海上封鎖や機雷敷設、ゲリラや非正規兵の越境活動に対する援助等が、自衛権行使の対象となる「武力攻撃」を構成するものであるか否かが、従来から議論されてきた<sup>(12)</sup>。例えば、北大西洋条約機構(NATO)の設立条約である北大西洋条約は、国連憲章51条に基づく個別的または集団的自衛権の発動対象となる「武力攻撃」のなかに、締約国の船舶または航空機に対する「武力攻撃」を含むことを明記している(同条約6条)。また、これに加えて最近では、いわゆる「テロ支援国家」に対する武力行使を「自衛権」を根拠として正当化することが可能であるかといった問題や、核兵器等の特定の兵器を用いた武力攻撃に関する特別の問題等が、法的に重要な論点として議論されるようになった<sup>(13)</sup>。

そこで以下では、自衛権行使の対象としての「武力攻撃」概念に関する重要な検討素材となる国際判例および国家実行等を取り上げ、いわゆる低水準（低強度）敵対行為に対する自衛権行使の問題について具体的に検討することとしたい。

### 3 「ニカラグア事件」ICJ 本案判決（1986年）

外国領域内の叛徒やゲリラ等に対して国境を越えた援助等を行なうことが「武力攻撃」( armed attack )に相当するものとして「自衛権」行使の対象となりうるかについての重要な判断を示した先例が、1986年のニカラグア事件に関するICJの本案判決である<sup>(14)</sup>。この事件では、米国政府はその管轄権段階での弁論のなかで、米国によるニカラグアに対する一連の行動は、ニカラグア政府による近隣諸国(エルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカ)に対する武力攻撃およびゲリラ支援等に対する「集団的自衛権」の行使であると主張していた<sup>(15)</sup>。同判決の多数意見は、以上のような米国政府の主張に対して、81年初頭までの間にニカラグア領内からエルサルバドルの反政府勢力への武器流入があったことは認めつつ、それ以降についてはその継続を示す十分な証拠は存在しないと認定した<sup>(16)</sup>。また、ホンジュラスとコスタリカとの国境においてニカラグアによる「武力攻撃」が行なわれたという米国側の主張に対しては、ニカラグアによるいくつかの越境攻撃の存在を一応認定した<sup>(17)</sup>。しかし、多数意見は、本件で適用される国際慣習法上の集団的自衛権の行使が認められるためには、「武力攻撃」の存在、および、武力攻撃の被害国による援助の要請、が必要であるが、第1にホンジュラスとコスタリカは米国に対して援助の要請を行なっておらず、第2にエルサルバドルはニカラグアからの武力攻撃を受けたとして米国に対する援助要請を行なっているものの、それは84年8月15日のエルサルバドルによるICJへの訴訟参加の要請の際であり、米国によるニカラグアに対する諸活動のはるか後であると指摘した<sup>(18)</sup>。

以上の理由から、多数意見は、米国による集団的自衛権の行使という主張は認められな

いとしたうえで、集団的自衛権の行使が認められるためにはさらに、反撃行為の「必要性」(necessity) および、武力攻撃と当該反撃行為との間の「均衡性」(proportionality) という2つの要件を満たすことが必要であり、本件における米国によるニカラグアに対する軍事的諸活動は、これら2つのいずれの要件も満たさない、として米国の主張を退けた<sup>(19)</sup>。

以上のようにニカラグア事件の多数意見は、エルサルバドルの反政府勢力に対するニカラグアの武器支援等は、場合によっては他国の内政に対する干渉等にあたり国際法上違法なものである可能性はあるものの、「集団的自衛権」行使の対象となる違法な「武力攻撃」に該当するものではない、との結論を下している<sup>(20)</sup>。この点に関しては、SchwebelとJenningsの2名の裁判官が、それぞれの反対意見のなかで批判を展開しており、また米国を中心に学説上もこれを批判する意見がある<sup>(21)</sup>。例えば、米国出身のSchwebel裁判官は、国連総会が1974年に採択した「侵略の定義に関する決議」(国連総会決議3314〔XXIX〕)等を引用しながら、ニカラグアによるエルサルバドルに対する非正規軍の派遣等は「武力攻撃」に該当するものであり、米国による集団的自衛権行使が認められるべきことを強く主張した<sup>(22)</sup>。また、英国のJennings裁判官は、国連憲章第7章に基づく国際社会の平和維持が実効性を欠いている現実のなかで、合法的な自衛権の行使に対して必要以上の厳格な制限を課すことは危険であると述べ、多数意見を批判した<sup>(23)</sup>。

#### 4 「核兵器使用合法性」事件ICJ勧告的意見(1996年)

次に、核兵器による「自衛権」行使の許容可能性との関係で、「自衛」が認められるための要件のひとつである「均衡性」(proportionality) に言及した事例として、ICJが1996年に下した核兵器使用の合法性に関する勧告的意見が挙げられる<sup>(24)</sup>。

同勧告的意見のなかで、ICJは、国際慣習法および国連憲章第51条のいずれに基づく自衛権の行使に関しても、「必要性」(necessity) と「均衡性」(proportionality) という2つの要件を満たすことが要件とされることを本稿の3で紹介したニカラグア事件判決を援用しながら述べたうえで、「均衡性原則は、すべての状況における核兵器の使用をそれ自身では排除するものではないかもしれない。しかし同時に、自衛の法の下での均衡性を満たす武力の行使が合法的であるためには、とりわけ人道法の原則及び規則を含む武力紛争に適用される法の要件に合致するものでなければならない」と述べた<sup>(25)</sup>。

ICJがこの部分で示した見解をどのように理解すべきかについては、2通りの解釈が考えられうる。第1の解釈は、自衛権行使の手段として核兵器を使用することも「均衡性」の要件等の一般的要件を満たす限りにおいて許容されることをICJは認めたという解釈である。ICJの多数意見が主文(2)Eの後半部分で、「国家の存亡そのものがかった自衛の極限状況の下で、核兵器による威嚇又は核兵器の使用が合法であるか違法であるかについては、明確な結論を下しえない」との見解を示している点も、このような解釈を裏付けるものとされうる<sup>(26)</sup>。これに対して、第2の解釈は、ICJは、後段の部分で「人道法の原則及び規則を含む武力紛争に適用される要件に合致する」という条件を明示しているが、(核兵器による「威嚇」は別として)少なくとも核兵器の「使用」はこの条件に合致するとは考えられない



め、自衛の手段として核兵器を「使用」することを禁止したものと解釈するものである。

この勧告的意見において問題とされたのは、「武力攻撃」概念そのものではなく、主としてこれに対する反撃行為の内容と手段、具体的には核兵器を自衛権行使の反撃手段として用いることができるか、という点であった。しかし、「武力攻撃」概念の問題とこれに対する反撃行為の内容と手段の問題は、「必要性」や「均衡性」といった自衛権行使の要件を検討する際に重要な相互連関性をもつものであると考えられる。

## 5 「イラン油井事件」ICJ判決（2003年）

自衛権発動の対象となる「武力攻撃」概念との関係で、論議を呼んでいる問題として「集積理論」(doctrine of accumulation of events)の主張がある。これは、一定の行為や事態の「集積」(accumulation)が自衛権発動の対象としての「武力攻撃」(armed attack)と同視しうる程度にまで至る場合があるという主張である。この理論が具体的に主張された事例が、2003年にICJが下した「イラン油井（オイル・プラットフォーム）事件」判決であった<sup>(27)</sup>。この事件では、米国海軍が自衛権の発動としてイランの石油精製施設（油井）に攻撃を加えたが、米国側はイランによる一連の行為（米国艦船へのミサイル攻撃、機雷への触雷など）が集積して「武力攻撃」と同視しうる程度のものになったと主張して、自衛権発動を正当化した。

ICJは、本事件判決においても、3で上述したニカラグア事件本案判決において示された自衛権行使が認められるための基準、すなわち「(武力)攻撃への対応が合法的であるか否かは、自衛として取られた措置の『必要性』(necessity)及び『均衡性』(proportionality)の基準の遵守による」との基準に照らして、本件における米軍によるイランの油井への攻撃がこれらの要件を満たすか否かを検討した<sup>(28)</sup>。本件で具体的に問題とされた米軍による攻撃は、いずれもイラン・イラク戦争の最中のものであったが、1987年10月16日に、米国国旗を掲げたタンカーがクウェート領海内でイランからのミサイル攻撃を受けたことを理由に、3日後にイランの油井1つを攻撃し破壊した行為、1988年4月14日に、パーレーン沖公海を航行中の米国軍艦が機雷に触れて被害を受けたことを理由に、4日後にイランの油井2つを攻撃し破壊した行為、の2つであり、これらの行為が自衛権を根拠に正当化できるか否かが問題とされた。ICJは、<sup>(29)</sup> に関しては、自衛権行使の要件のうち、「均衡性」の要件を満たしている可能性は認めながらも、「必要性」の要件を満たさないとし、<sup>(30)</sup> に関しては「均衡性」「必要性」いずれの要件も満たさないと判示して、米国による自衛権行使という主張を退けた<sup>(29)</sup>。

1986年のニカラグア事件本案判決が集団的自衛権に関して判断を下したICJによる初めての判決であったのに対して、本判決は、ICJが個別的自衛権に関して判断を示した重要な判決であるものと解することができる<sup>(30)</sup>。ICJは、本判決のなかで、当時のイラン・イラク戦争下でのイランによるペルシャ湾岸における一連の行動の「集積」が、イランに対する米国による「自衛権」行使を正当化するだけの「武力攻撃」を構成する、という米国側の主張は採用しなかった。しかし、この結論は、本件の具体的状況を前提としたうえで、米国側によりこの点に関する十分な立証がなされなかったことを理由とするものであり、本判

決によってICJが「集積理論」そのものを明確に否定したとは必ずしも考えられないことに留意する必要がある。

## 6 低水準（低強度）敵対行為に対する「自衛権」行使に関する国家実行

以上、自衛権行使の要件、とりわけ「武力攻撃」概念と「必要性」「均衡性」の2つの要件に関する判断を示したICJの判例を検討したが、自衛権行使の要件としての「武力攻撃」概念に関しては、特に国境での小競り合いや、不正規軍（ゲリラ）・叛徒等の越境活動の支援または黙認といったいわゆる低水準（低強度）敵対行為に対する「自衛権」行使に関連する国家実行が、国際社会で一定程度行なわれてきた。

1980年代末以前の東西冷戦期においては、例えばポルトガルがアフリカに領有していた植民地の隣国に対して、また南アフリカ共和国が隣国であるアンゴラ、ボツワナ、モザンビーク、ザンビア等に対して、さらにイスラエルがレバノンに対して、それぞれ不正規兵やゲリラ等の国境を越えた流入を理由に自衛権を援用して武力行使を行なった。しかし、これらの行動に対する国連安保理における評価と国際社会での反応は、ここで改めて指摘するまでもなく、いずれも大変厳しいものであった<sup>(31)</sup>。

他方で、東西冷戦終結後の1990年代においても、タイ政府によるミャンマー領への越境攻撃（95年）、セネガルによるギニア・ビサウに対する越境攻撃（92年、95年）など、叛徒の取り締まりのため短期的で一時的な越境攻撃が自衛権を理由に行なわれる事例は、ある程度散見される<sup>(32)</sup>。これに対して、91年以降のトルコによるイラク領クルド人地区への事実上の侵攻と占領のように、自衛権を援用することなく他国領域に対する軍事力行使が行なわれる事例もないわけではない<sup>(33)</sup>。

## おわりに

以上、この小論では、国際法上の「自衛権」に関する法的な問題状況を整理し、主要な国際判例および国家実行等を取り上げ、その発動の前提とされる「武力攻撃」概念や「必要性」「均衡性」の要件等を検討し、低水準（低強度）敵対行為に対する「自衛権」行使に関する法的現状の分析を試みた。2001年の同時多発テロ発生以降、従来にも増して混迷を深めつつあるかにも見える自衛権理論に関して、可能な限り幅広い国際社会における共通理解の構築をめざして、より冷静かつ体系的な分析と検討が必要とされよう。

(1) 1986年6月27日「ニカラグアに対する軍事的及び準軍事的活動事件（本案）」（ニカラグア対米国）ICJ判決。Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America) *ICJ Reports.*, 1986, p. 14.

(2) *ICJ Reports.*, 1986, pp. 102-103. なお、本事件でこの点が具体的に問題とされたのは、米国が援用した「集団的自衛権」についてであった。米国は、本件に関する本案段階での審議には欠席したが、1984年の管轄権判決の段階での審議のなかで、ここで問題とされた米国のニカラグアに対する一連の行動は、ニカラグアによる近隣諸国（エルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカ）に対する武力攻撃に対する「集団的自衛権」の行使であったと主張した。*ICJ Reports.*, 1986, p. 70.

- ( 3 ) *ICJ Reports.*, 1986, pp. 102 103. ただし、このうちの後者の友好関係原則宣言は、「この宣言のいかなる規定も、憲章の規定、憲章に基づく加盟国の権利及び義務又は憲章に基づく人民の権利をいかなる形でも損なうものと解釈してはならない」と規定するのみであって、ここで言う「加盟国の権利」のなかに「自衛権」が含まれることが明記されているわけではない。
- ( 4 ) 前者の見解を示すものとして、松田竹男「武力不行使原則と集団的自衛権 ニカラグア事件（本案）」、山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選（別冊ジュリスト156号）』、有斐閣、2001年、207ページ。後者の指摘を行なうものとして、Bruno Simma(ed.) *The Charter of the United Nations, A Commentary*, Oxford University Press, 1994, p. 678.
- ( 5 ) 国連憲章の正文とされるものは、中国語、フランス語、ロシア語、英語およびスペイン語であり、これら5つの言語の本文がひとしく正文とされる（国連憲章111条）。
- ( 6 ) ただし、例えばこの部分のスペイン語による表現（“en caso de ataque armada”）は、フランス語正文よりも英語正文に近い、という指摘もある。Peter Malanczuk, *Akehurst's Modern Introduction to International Law*, Seventh revised edition, Routledge, 1997, p. 310.
- ( 7 ) 例えば、1962年に発生したいわゆるキューバ・ミサイル危機に際して、キューバ政府によるソ連からの核ミサイル搬送を実力で阻止する際の根拠として米国政府が援用したのは、「予防的自衛」（anticipatory self-defence）ではなく、国連憲章第8章の下での地域的平和維持であった。Christine Gray, *International Law and the Use of Force*, Second edition, Oxford University Press, 2004, p. 131.
- ( 8 ) 1981年6月19日の国連安保理決議487。同決議の内容については、*International Legal Materials*, Vol. 20, 1981, pp. 965 997. 参照。
- ( 9 ) Malanczuk, *op. cit.*, p. 313.
- ( 10 ) *Ibid.*, p. 316.
- ( 11 ) *Ibid.*.
- ( 12 ) 「自衛権」の要件としての「武力攻撃」概念をめぐるこれら個別の論点に関する具体的検討については、Simma, *op. cit.*, pp. 669 674.
- ( 13 ) このうちの後者の問題に関しては、例えば、Gray, *op. cit.*, p. 108. 参照。
- ( 14 ) Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America) Merits, Judgment of 27 June 1986, *ICJ Reports.*, 1986, pp. 13 150.
- ( 15 ) *ICJ Reports.*, 1986, pp. 70 71 ( para. 126 127 ) なお、同判決の多数意見の紹介に関しては、植木俊哉「ニカラグア・米国紛争に関する国際司法裁判所判決」『法学教室』第75号（1986年）有斐閣、93ページ参照。
- ( 16 ) *ICJ Reports.*, 1986, pp. 71 86. 多数意見は、この部分の事実認定をきわめて詳細かつ丹念に行なっている。なお、この間、エルサルバドルは1984年8月に本件への訴訟参加の申請を行なったが、ICJは84年10月4日の命令においてエルサルバドルの訴訟参加申請を却下している。*ICJ Reports.*, 1984, p. 215.
- ( 17 ) *ICJ Reports.*, 1986, pp. 86 87. なお、本件においては、米国政府が強制的管轄権受諾宣言に付していたいわゆる「多数国間条約留保」の法的効力をICJが認めたため、本件紛争に関しては多数国間条約のひとつである国連憲章が適用されないこととなり、したがって自衛権に関しても国連憲章51条は適用されずに国際慣習法上の自衛権に関する規則のみが適用されることとなった。この点に関しては、植木、前掲注(15)、93ページ、94 95ページ参照。
- ( 18 ) *ICJ Reports.*, 1986, p. 88, pp. 120 122.
- ( 19 ) *Ibid.*, pp. 122 123.
- ( 20 ) *Ibid.*, pp. 103 104.
- ( 21 ) 1987年の *American Journal of International Law* は、このニカラグア事件ICJ判決に関する特集を組み、同判決の内容を紹介するとともに判決に対する多くの学者の論文を掲載しているが、そのな

かで例えばHargroveは、特に同判決における自衛権行使の要件としての「武力攻撃」概念に関する解釈を強く批判している。John Hargrove, “The Nicaragua Judgment and the Future of the Law of Force and Self-Defense,” *American Journal of International Law*, Vol. 81, pp. 135–143. なお、Martin Dixon and Robert McCorquodale, *Cases and Materials on International Law*, Fourth edition, Oxford University Press, 2003, pp. 533–534; Gray, *op. cit.*, pp. 109–110. も参照のこと。

- (22) Dissenting Opinion of Judge Schwebel, *ICJ Reports.*, 1986, pp. 331–348.
- (23) Dissenting Opinion of Judge Sir Robert Jennings, *ICJ Reports.*, 1986, pp. 543–544.
- (24) Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, *ICJ Reports.*, 1996, pp. 226–267.
- (25) *ICJ Reports.*, 1996, pp. 244–245; Dixon and McCorquodale, *op. cit.*, pp. 534–535; D. J. Harris, *Cases and Materials on International Law*, Fifth edition, Sweet and Maxwell, 1998, pp. 924–925.
- (26) *ICJ Reports.*, 1996, pp. 266. 本勧告的意見のなかで最も著名かつ論争を招いたこの意見主文(2)Eの部分、裁判官14名の賛否が7対7に分かれ、Bedjaoui 裁判所長による Casting Vote の行使の結果、ようやく採択されたものであった。
- (27) Case concerning Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America) Merits, Judgment of 6 November 2003. 本判決については、*ICJ Reports.* に未収録のため、判決文はページ数ではなく Paragraph で引用することとする。
- (28) 判決 para. 74. ニカラグア事件判決の当該引用部分は、*ICJ Reports.*, 1986, p. 103.
- (29) 判決 paras. 75–77.
- (30) このほかにICJが自衛権に関連して扱った事件としては、英国軍艦によるアルバニア領海における無害通航権と掃海活動が問題とされた1949年の「コルフ海峡事件」(Affaire du détroit de Corfou) 本案判決を挙げることができるが、同判決は自衛権に関する判断を示したものというよりは、武力不行使原則と不干渉原則に関してその後影響を与えたものと解されている。田中則夫「軍艦の無害通航 コルフ海峡事件(本案)」、前掲『国際法判例百選(別冊ジュリスト156号)』、82–83ページ、松井芳郎「コルフ海峡事件」、松井芳郎編集代表『判例国際法[第2版]』、東信堂、2006年、150–155ページ。
- (31) 米国や英国を含むいわゆる西側諸国も、これらの行動を非難する国連安保理決議にしばしば賛成をし、また少なくともいわゆる拒否権を行使して反対することはそれほど多くはなかった。Gray, *op. cit.*, pp. 111–115.
- (32) *Ibid.*, p. 115.
- (33) トルコ政府自身はトルコによるイラクのクルド人居住地区の占領を正当化する根拠として国連憲章51条の自衛権の規定を援用することは避けているのに対して、トルコのこの行動を支持する米政府は、トルコの行為は自衛権の行使として認められると述べている。Gray, *op. cit.*, pp. 115–116.